

交渉（全労働省労働組合神奈川支部女性部）議事概要（平成 27 年 3 月 20 日）

神奈川労働局総務部長(当局)は、平成 27 年 3 月 20 日（金）、全労働省労働組合神奈川支部女性部長(全労働)と女性職員等の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 職員の意向に十分配慮した配置を行うこと。
- 2 両立支援制度等諸制度の周知徹底を図ること。
- 3 業務研修を充実させること。

【当局】

- 1 職員の配置については、個々人の状況を加味した上で適材適所の観点で実施するとともに、人材の育成、職員の能力の向上を図ってまいりたい。
- 2 両立支援制度等諸制度については、全ての職員がその内容を理解することが必要であることから、管理者に対して定期的に情報を提供しているが、今後ともできる限り、効果的な周知ができるよう工夫しながら周知するとともに、その適正な運用を図ってまいりたい。
- 3 業務研修は、職員の人材育成・能力向上を図る上で重要なものであることから、現場のニーズも踏まえ、実効あるものとなるよう工夫してまいりたい。